



2026年3月9日

各位

上場会社名 株式会社ビーアールホールディングス
代表者 代表取締役社長 山根 隆志
(コード番号：1726)
問合せ責任者 取締役管理本部長 ト部 穰
(TEL 082-261-2860)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2026年5月中旬頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年3月31日（火）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 本基準日 2026年3月31日（火）

(2) 公告日 2026年3月11日（水）

(3) 公告方法 電子公告

(当社ウェブサイト「<https://www.brhd.co.jp>」に掲載)

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

当社が2026年2月4日に公表した「株式会社横河ブリッジホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社横河ブリッジホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、(i)本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配

株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、本新株予約権の所有者の全員に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定であり、他方で、(ii)本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、上記(ii)の本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は上記(i)の場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、下記①から③までの新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第1回新株予約権
(行使期間は2015年7月28日から2045年7月27日まで)
- ② 2016年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権
(行使期間は2016年7月22日から2046年7月21日まで)
- ③ 2017年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第3回新株予約権
(行使期間は2017年7月25日から2047年7月24日まで)

以 上